

## ○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組  
情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難勧告に直結する氾濫危険情報等を直接区市長へ伝達できる仕組みを平成30年出水期に構築する。(ホットメールの構築)	現状と課題 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。 ・都からの情報をさらに的確に受ける仕組みが必要である。			・首長による避難勧告等の確実・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供することを検討する必要がある。	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市のみ対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組 ・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	・FAX及びメール以外の仕組みを検討する。 ・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。			・対象区市町村と調整し、防災情報を首長に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。(建設局)	
		H30年度 ・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・都からの情報を的確に受けるため、FAX及びメール以外の仕組みについて、引き続き検討する。			・防災情報を首長に直接伝達する仕組みを構築した。本取組を辞退している区市もあるため、引き続き対象全区市の参加を求めていく。(建設局)	
		R1年度 ・東京都から防災情報を区長に直接伝達するため構築した仕組み(ホットメール)を、引き続き運用していく。	東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・都からの情報を的確に受けるため、FAX及びメール以外の仕組みについて、引き続き検討する。			・防災情報を首長に直接伝達する仕組みを構築済であるが、本取組を辞退している区市もあるため、引き続き対象全区市の参加を求めていく。(建設局)	
		R2年度 ・東京都から防災情報を区長に直接伝達するため構築した仕組み(ホットメール)を、引き続き運用していく。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を引き続き運用していく。	・構築した仕組み(ホットメール)を、引き続き運用していく。			・防災情報を首長に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。本取組を辞退している区市もあるため、引き続き対象全区市の参加を求めていく。(建設局)	
	B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難勧告等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難勧告部署等へ伝達できる仕組みを検討する。(避難勧告等の発令判断の支援)	現状と課題 ・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。			・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水防災総合情報システムをとおし、水位計や雨量計の情報を区市町村に提供している。(建設局) ・区市町村防災担当部署に対し避難勧告等の発令に係る判断の支援をさらに行っていく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の具体的な取組 ・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。			・対象区市町村と調整し、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを検討していく。(建設局)	
		H30年度 ・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を防災担当部署で受信できる仕組みを構築した。	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を防災担当部署で受信できる仕組みを構築した。			・対象区市町村と調整し、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築した。(建設局)	
		R1年度 ・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を防災担当部署で受信できるよう構築した仕組みを引き続き運用していく。	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を防災担当部署で受信できる仕組みを構築した。			・指定河川について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。(建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸については、指定後に、対象区と調整し、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを検討していく。(港湾局、建設局)	
		R2年度 ・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を防災担当部署で受信できるよう構築した仕組みを引き続き運用していく。	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村防災担当部署等で受信できるよう構築した仕組みを引き続き運用していく。	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村防災担当部署等で受信できるよう構築した仕組みを構築した。 今後、環七調節地の貯水状況のリアルタイムな情報共有も進めていく。			・指定河川について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・東日本台風の被害状況等を踏まえ、区市町村が適切なタイミングで避難情報を発令できるよう「大規模風水害時における避難対応に関するガイドライン」及び「大規模風水害時における区市町村対応チェックリスト」を作成し、配布した。(総務局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築した。(港湾局、建設局)	

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
<p>②避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)</p>	<p>・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難勧告などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。</p>	<p>・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。 ・洪水に関する避難勧告等の発令一般基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。</p>	<p>・台風、線状降水帯、及びゲリラ豪雨に対応する神田川、善福寺川、及び妙正寺川のタイムライン作成を検討し、作成した。 ・洪水に関する避難勧告等の詳細な発令基準や対象区域を定めた。</p>	<p>・降雨状況により急激に水位変化をもたらす都市部の河川において、タイムラインの必要性について検討する必要がある。 ・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。</p>	<p>・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。</p>		<p>・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の位置づけについて、情報提供を行う必要がある。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局</p>
		<p>・避難勧告着目型タイムラインの作成にむけて、避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準について、検討する。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討していく。</p>	<p>・タイムライン及び発令基準等について、更に実効性を検証する。</p>	<p>・地域防災計画に定めている発令基準等については、地域防災計画改定時に見直しを検討していく。 ・タイムラインの必要性について検討していく。</p>	<p>・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。</p>		<p>・避難勧告着目型タイムラインの作成について既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)</p>	
		<p>・避難勧告着目型タイムラインの作成にむけて、避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準について、引き続き検討する。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について引き続き見直し検討していく。</p>	<p>・地域防災計画に定めている発令基準等について見直しを進めている。</p>	<p>・地域防災計画に定めている発令基準等については、「避難勧告発令マニュアル」の中で検討する。</p>	<p>・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている他、多摩川については、タイムラインの検討に参加している。</p>		<p>・引き続き、タイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)</p>	
		<p>・避難勧告着目型タイムラインの作成にむけて、避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準について、引き続き検討する。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について引き続き見直し検討していく。</p>	<p>・地域防災計画に定めている発令基準等について見直しした。</p>	<p>・地域防災計画に定めている発令基準等については、「避難勧告発令マニュアル」の中で検討する。</p>	<p>・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている他、多摩川については、タイムラインの検討に参加している。 ・区市町村防災担当者との打合せ等連携を強化し、避難勧告等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。 ・江東区洪水・高潮浸水ハザードマップ作成検討委員会に委員として参画し、ハザードマップ作成への助言を行った。</p>		<p>・「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインひな形」を作成・配布した。引き続き、区市町村のタイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・国が主催するタイムライン作成に関する講習会や各区市町村の取組状況に関する情報共有を図り、区市町村の取組を支援した。(建設局、総務局、港湾局)</p>	
<p>③水害危険性の周知、IGTを活用した洪水・高潮情報の提供</p>	<p>・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を検討する。 ・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。 ※水害危険性の周知平常時における浸水予想の周知と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとされている。</p>	<p>・河川水位や雨量データの情報を「新宿区気象情報」で公開している。 ・河川水位が一定の基準値を超えた場合、河川沿いに設置しているスピーカーから放送及び新宿区防災気象情報メールで登録者に配信している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。</p>	<p>・中野区HPにおいて河川水位や河川画像等を、リアルタイムに情報公開している。 ・防災行政無線で、気象情報及び河川情報を放送している。 ・水位が警戒水位に達した場合、サイレンを吹鳴する。 ・中野区防災情報メールマガジン、SNS、文字情報一斉伝達システム及びエリアメールで、気象情報及び河川情報を配信している。 ・パソコンやスマートフォンを所持していない住民に情報が伝わらない可能性がある。</p>	<p>・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。 ・登録制災害・防災情報メールにて「河川水位情報」(警戒水位超過など)や「雨量情報」(基準値超過情報など)を電子メールでお知らせしている。 ・区ホームページ・登録制防災情報メール・電話応答サービス・電話通報サービスなどを活用している。</p>	<p>・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を防災情報提供システムで提供している。</p>		<p>・東京都水防計画にて洪水予報、水位周知河川に指定した河川を記載している。(建設局) ・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」で公開している。(建設局) ・来日外国人向けの情報や外出時での情報収集に課題がある。(建設局) ・水位周知海岸の指定に向けて検討を進める必要がある。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局</p>
		<p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。 ・非常時に作動するよう、引き続きスピーカー等の定期点検を行う。</p>	<p>・各種媒体を活用した情報の確実な伝達について、更に検証・検討していく。 ・現有伝達手段以外の有効な方法として、電話による一斉情報伝達システムの導入を予定している。</p>	<p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大、防災情報の取得方法の周知を行っているなど、情報の確実な伝達について検討していく。 ・今後、その他の重要な避難情報の配信も拡充していく。</p>	<p>・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や、防災情報提供システムで提供している流域雨量指数の予測値を利活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適時適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。</p>		<p>・外国人対応や外出先での情報収集ができるよう「東京都水防災総合情報システム」の改修を検討していく。(建設局) ・水位周知海岸の指定に向けて検討を進めるとともに、区防災担当部署に対し避難勧告等の発令に係る判断の支援を行っていく必要がある。(港湾局、建設局)</p>	
		<p>・河川水位や雨量データの情報を「新宿区気象情報」で公開している。 ・河川水位が一定の基準値を超えた場合、河川沿いに設置しているスピーカーから放送及び新宿区防災気象情報メールで登録者に配信している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。</p>	<p>・中野区HPにおいて河川水位や河川画像等を、リアルタイムに情報公開している。 ・水位が警戒水位に達した場合、サイレンを吹鳴し、中野区防災情報メールで河川情報を配信した。</p>	<p>・登録制メールの登録拡大、防災情報の取得方法の周知については、引き続き実施する。 ・現在、想定最大規模降雨による浸水予想区域図に基づく「洪水ハザードマップ」の改定作業を行っている。今後、改定した「洪水ハザードマップ」の周知と併せ更なる情報提供を行う。なお、配付については、浸水予想区域内の全戸に配布し、周知の徹底を図っていく。</p>	<p>都内の各区市町村長との打合せの際、危険度分布や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施</p>		<p>・「東京都水防災総合情報システム」のホームページについて、スマートデバイス向けページや多言語化(4か国語)対応ページを作成した。また、位置情報を活用し、利用者の現在地点周辺の水防災情報を自動で表示できる機能を追加した。(建設局)</p>	
		<p>・河川水位や雨量データの情報を「新宿区気象情報ホームページ」で公開している。 ・河川水位が一定の基準値を超えた場合、河川沿いに設置しているスピーカーから放送するとともに、新宿区防災気象情報メールで登録者に配信している。</p>	<p>・中野区HPにおいて河川水位や河川画像等を、リアルタイムに情報公開している。また、水位が警戒水位に達した場合、サイレンを吹鳴し、中野区防災情報メールで河川情報を配信している。 ・電話による一斉情報伝達システムを導入し、防災会長等への情報提供の運用を開始した。</p>	<p>・登録制メールの登録拡大、防災情報の取得方法の周知については、引き続き実施する。 ・改定した「水害ハザードマップ」の周知と併せ更なる情報提供を行う。配付については、浸水予想区域内の全戸に配布し、周知の徹底を図った。さらに、各種イベントなどの機会を捉えて周知を行うとともに、地域に出向き水害ハザードマップとともに水害についての知識を深めることを目的に水害出前講座を実施した。</p>	<p>都内の各区市町村長との打合せの際、危険度分布や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施</p>		<p>・水位計等の設置計画策定や、河川監視用カメラ等の設置に向けて検討を進め、リアルタイムの情報発信強化を図った。(建設局) ・水位周知海岸の指定に向けて検討を進めた。(港湾局、建設局)</p>	
<p>・河川水位や雨量データの情報を「新宿区気象情報ホームページ」で公開している。 ・河川水位が一定の基準値を超えた場合、河川沿いに設置しているスピーカーから放送するとともに、新宿区防災気象情報メールで登録者に配信している。</p>	<p>・中野区HPにおいて河川水位や河川画像等を、リアルタイムに情報公開している。また、水位が警戒水位に達した場合、サイレンを吹鳴し、電話による一斉情報伝達システムを導入し、防災会長等への情報提供を運用している。</p>	<p>・登録制メールの登録拡大、防災情報の取得方法の周知については、引き続き実施する。 ・昨年の台風19号やコロナウイルス感染防止対策を踏まえ、垂直避難や親せき・友人宅等への避難などについて、広報チラシを作成し周知した。 ・新たな水害ハザードマップを使って、水害に関する知識や役立つ情報を周知する水害出前講座を実施する中で、情報の取得方法についても住民のニーズに合わせた取得方法を説明するなど、情報の確実な伝達に向けて周知を図っている。</p>	<p>都内の各区市町村長との打合せの際、危険度分布や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施</p>		<p>・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設するとともに、放送事業者へのカメラ映像の提供を試行的に開始し、情報発信強化を行った。引き続き、カメラを増設するなど、DXの推進とともに水防災情報の発信強化に努めている。(建設局) ・水位周知海岸及び高潮浸水想定区域の指定を行った。(港湾局、建設局) ・平常時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムの開発を行った。引き続き、ライブカメラを増設するなど、高潮防災に資する情報の発信強化に努めていく。(港湾局)</p>			

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項 目	東京都管轄河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報の整理を行う。	現状と課題	・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。 ・警戒レベルが分かる発表形式で、避難勧告等の発表を行う必要がある。	・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。 ・警戒レベルが分かる発表形式で、避難勧告等の発表を行う必要がある。	・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。 ・警戒レベルが分かる発表形式で、避難勧告等の発表を行う必要がある。		・洪水予報及び水位周知情報の発表形式の見直しが必要。(建設局)	【区市町村】 ・全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 ・建設局、港湾局	
		今後の具体的な取組	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。 ・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。	・洪水予報及び水位周知情報の発表形式の見直しを行い、警戒レベルが分かる発表文の検討をする。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を発表する際には、警戒レベルが分かる発表文の検討をする。(港湾局、建設局)		
		R1年度			・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。 ・気象庁ホームページの防災気象情報の凡例や解説に、警戒レベルに係る記述を追加した。 ・自治体向け講習会や担当者打合せの機会に警戒レベルの説明を行ったほか、区市町村広報誌に警戒レベルの説明を掲載する等の周知活動に適宜協力した。	・土砂災害警戒情報や指定河川洪水予報に相当する警戒レベルを記載して発表するよう改善を行った。 ・気象庁ホームページの防災気象情報の凡例や解説に、警戒レベルに係る記述を追加した。 ・自治体向け講習会や担当者打合せの機会に警戒レベルの説明を行ったほか、区市町村広報誌に警戒レベルの説明を掲載する等の周知活動に適宜協力した。	・洪水予報及び水位周知情報の発表形式の見直しを行い、警戒レベルが分かる発表文により運用を開始した。(建設局) ・高潮の情報については、警戒レベルが分かる発表文の検討を進めている。(港湾局、建設局)		
		R2年度	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する運用を引き続き継続する。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを構築した。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを構築した。 ・防災啓発冊子等については、警戒レベルを記載し、周知を図っている。	・気象庁ホームページの防災気象情報について、土砂災害警戒情報や指定河川洪水予報に相当する警戒レベルの表示色を内閣府ワーキンググループの検討結果に合わせ反映。 ・自治体向け講習会や担当者打合せの機会に警戒レベルの説明を行った。	・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局) ・高潮の情報については、警戒レベルが分かる発表文による運用を検討している。(港湾局、建設局)		
⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用	・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。	現状と課題					・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている。(水道局、建設局) ・関係機関にダム放流に関する情報を伝達している。(水道局、交通局)	【区市町村】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防計画に基づく関係機関)	
		今後の具体的な取組						・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局) ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。(水道局、交通局)	【東京都】 水道局、交通局、建設局
		年R1						・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)	
		R2年度						・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局) ・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)	
⑥隣接区市町村等への避難体制の共有	・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。 ・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。	現状と課題	・ハザードマップで水害時の避難場所を公表している。 ・具体的な避難経路は定めていない。 ・隣接区市の避難場所を共有する体制は構築されていない。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所の有効性を確認する必要がある。	・ハザードマップで自区の避難場所のみ公表している。 ・具体的な避難経路は定めていない。 ・隣接区市の避難場所を共有する体制は構築されていない。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認する必要がある。	・ハザードマップで自区の避難場所のみ公表している。 ・具体的な避難経路は定めていない。 ・隣接区市の避難場所を共有する体制は構築されていない。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認する必要がある。		・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表するなど自治体が作成するハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局) ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局	
		今後の具体的な取組	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について必要性を検討していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、中野区ハザードマップを更新する予定である。 ・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について必要性を検討していく。	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。		・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、自治体が作成するハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)		
		H30年度	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について必要性を検討していく。 ・東京都が公表した神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図をもとに、現在の避難場所を確認し、新宿区洪水ハザードマップを作成した。	・東京都が公表した、想定最大規模降雨に係る神田川流域浸水予想区域図をもとに、避難場所を掲載した中野区洪水ハザードマップを作成した。	・現在、水防法の改正及び神田川流域・城南地区河川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図の公表を受け、避難所の追加指定を含め地域防災計画(風水害編)の修正を進めている。 ・また、想定最大規模降雨による浸水予想区域図に基づく「洪水ハザードマップ」の改定作業を行っており、この中で、追加指定後の避難所情報の周知を図る。 ・隣接区市との連携については、引き続き検討していく。		・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局、港湾局) ・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)		
		R1年度	・避難場所等の情報を隣接区市町村と共有し、連絡体制の構築を図った。	水害地区の地域や防災会の研修会・講演会を通じ、洪水ハザードマップの周知を行い、個々の避難経路について検討を促している。	・想定最大規模降雨に係る神田川及び城南地区河川流域浸水予想区域図において、氾濫しても予想されている浸水深が浅く、浸水継続時間も短く、河川の水位上昇が速く避難のための猶予時間も限られることから、垂直避難を原則として適切な避難行動を周知している。 ・指定緊急避難場所を14カ所追加指定した。 ・水害ハザードマップを改定し、浸水予想区域内に全戸配布した。あわせて、町会等に対して水害講座など実施するなど、周知を図った。		・内閣府と共同で設置している「首都圏における大規模水害広域避難検討会」にて、広域避難に係る役割分担と連携のあり方を検討していく。(総務局) ・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「残堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川園域、大東川及び三沢川流域」「江東内部河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)		
R2年度	・避難場所等の情報を隣接区市町村と共有し、連絡体制の構築を図った。	水害地区の地域や防災会の研修会・講演会を通じ、洪水ハザードマップの周知を行い、個々の避難経路について検討を促している。また、練馬区と避難所開設時の情報について、共有しホームページ等で相互に記載することとした。	・想定最大規模降雨に係る神田川及び城南地区河川流域浸水予想区域図において、氾濫しても予想されている浸水深が浅く、浸水継続時間も短く、屋内での安全性が確保できれば、「垂直避難」を適切な避難方法として推奨している。 ・指定緊急避難場所及び指定避難所を1カ所(高井戸第三小学校)追加指定した。 ・区作成の水害ハザードマップ及び都作成の東京マイ・タイムラインを使用し、町会等に対して水害講座など実施するなど、周知を図った。 ・練馬区と避難所の開設状況を共有し、避難者の相互受け入れができる仕組みを検討した。		・内閣府と共同で設置している「首都圏における大規模水害広域避難検討会」にて、引き続き、広域避難に係る役割分担と連携のあり方を検討していく。(総務局) ・「霧川及び多摩川上流園域」「秋川及び平井川流域」「隅田川及び新河岸川流域」「中川・綾瀬川園域」について、想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都内全域で改定を完了した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)				

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管福河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
		<p>・平成29年度水防法改正を受け、地域防災計画に定める施設(特に配慮者利用施設)の確認を行っている。</p> <p>・地域防災計画に定められた施設における避難確保計画の作成状況・訓練の実施状況の現状確認や未作成・未実施の施設に対する支援等を行う必要がある。また、施設に対する支援等については、庁内の防災担当部署と福祉・健康部署等との役割分担を明確にする必要がある。</p> <p>・浸水想定区域内(東海豪雨想定)における地下街の名称及び所在地を、地域防災計画に記載している。</p> <p>・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認する必要がある。</p>	<p>・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認し、地域防災計画に定めた。</p> <p>・平成29年度水防法改正を受け、避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することに時間を要する。</p> <p>・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p> <p>・現行の地域防災計画には、要配慮者利用施設などを明記していない。</p> <p>・該当する要配慮者利用施設に対しては、東京都とも連携して制度周知の徹底を図るなど制度周知方法についても検討する必要がある。</p> <p>・現状、浸水予想区域内等に該当する地下街は存在しない。</p> <p>・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認する必要がある。また、要配慮者施設等の確認・把握については、東京都と情報を共有し、早期に把握する必要がある。</p>			<p>・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)</p> <p>・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</p> <p>・区市町村に対して、技術的助言を行う必要がある。(建設局、下水道局、港湾局)</p> <p>・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局)</p> <p>・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉保健局)</p> <p>・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁)</p> <p>・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化局)</p> <p>・東京都豪雨対策基本方針に基づく、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定。(都市整備局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、福祉保健局、教育庁、生活文化局、都市整備局(一、二、三、四、六建管のみ)</p>
		<p>・地域防災計画に定める施設が確定した後、該当施設への現状確認と未作成・未実施施設に対する避難確保計画作成・訓練実施の促進や取組支援を行う。また、施設から区に提出された避難確保計画の内容点検を、区の関係部署と連携して実施していく。</p> <p>・地域防災計画に記載している浸水想定区域内(東海豪雨想定)における地下街について、避難確保・浸水防止計画は作成済みであるので、避難訓練の実施状況を確認していく。</p> <p>・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認し、地域防災計画に定める必要性について検討していく。</p>	<p>・浸水予想区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認し、必要により、支援、確認等を実施していく。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</p> <p>・該当する要配慮者利用施設に対しては、東京都とも連携して制度周知の徹底を図るなど制度周知方法を検討していく。</p> <p>・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認し、地域防災計画に定める必要性について検討していく。また、要配慮者施設等の確認・把握については、東京都と情報を共有し、早期把握に努める。</p>			<p>・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・区市町村に対して、技術的助言を行っていく。(建設局、下水道局、港湾局)</p> <p>・引続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。</p> <p>・区市町村と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。(教育庁)</p> <p>・区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉保健局)</p> <p>・必要に応じ、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への更なる周知を行う。(生活文化局)</p> <p>・各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る。(都市整備局)</p>	
<p>①要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認</p>	<p>・洪水浸水想定区域図、浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認する。</p> <p>・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。</p> <p>・地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。</p>	<p>・地域防災計画に定める施設への現状確認と未作成・未実施施設に対する避難確保計画作成・訓練実施の促進や取組支援を引続き行う。また、施設から区に提出された避難確保計画の内容点検を、区の関係部署と連携して引続き実施していく。</p> <p>・地域防災計画に記載している浸水想定区域内(東海豪雨想定)における地下街について、避難確保・浸水防止計画は作成済みであるので、避難訓練の実施状況を引続き確認していく。</p> <p>・浸水が想定される区域内(想定最大規模降雨想定)の要配慮者利用施設及び地下街等を把握していく。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めた。</p> <p>・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について通知した。</p>	<p>・現在、水防法の改正等を受け地域防災計画(風水害編)の修正を進めている。この中で、想定最大規模降雨による浸水予想区域内にある要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に示す予定である。</p> <p>・また、地域防災計画(風水害編)の修正後となる、31年度には、要配慮者利用施設に対し避難確保計画の作成などについて周知を行う。</p> <p>・該当する要配慮者利用施設に対して、東京都とも連携して制度周知の徹底を図るなど制度周知方法については引き続き検討していく。</p>			<p>・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局)</p> <p>・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p> <p>・都所管・管理の施設の情報を各局から情報収集し、区へ提供した。(建設局)</p> <p>・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。また、実施状況を確認し、未対応の都立学校に対しては、適切に対応するよう指導した。(教育庁)</p> <p>・義務化対象の所管する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成義務等について周知した。(福祉保健局)</p> <p>・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局)</p> <p>・水防法上の義務等について再周知を行うなどの取組を実施(生活文化局)</p> <p>・各地区において、緊急連絡体制に基づく情報伝達区訓練を行うとともに、浸水対策計画の時点更新を実施。(都市整備局)</p>	
		<p>・地域防災計画に定める施設への現状確認と未作成・未実施施設に対する避難確保計画作成・訓練実施の促進や取組支援を引続き行う。また、施設から区に提出された避難確保計画の内容点検を、区の関係部署と連携して引続き実施していく。</p> <p>・地域防災計画に記載している浸水想定区域内(東海豪雨想定)における地下街について、避難確保・浸水防止計画は作成済みであるので、避難訓練の実施状況を引続き確認していく。</p> <p>・浸水が想定される区域内(想定最大規模降雨想定)の要配慮者利用施設及び地下街等を把握していく。</p>	<p>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認し、未作成や浸水防止のための訓練の未実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めた。</p> <p>・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。</p> <p>・該当する要配慮者利用施設に対して、東京都とも連携して制度周知の徹底を図るなど制度周知方法については引き続き検討していく。</p> <p>・浸水が想定される区域内の地下街等を把握し、地域防災計画に定めた。</p> <p>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認していく。</p> <p>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の未実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。</p>			<p>・石神井川及び白子川流域「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」 荒瀬川流域「黒目川、浅倉川、柳瀬川、空堀川及び奈良徳川流域」 池川流域、大東川及び三沢川流域「江東内部河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局)</p> <p>・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p> <p>・義務化対象の所管する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成義務等について周知した。(福祉保健局)</p> <p>・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局)</p> <p>・対象となる都立学校計6校において、水害を想定した避難訓練を実施するよう指導した。(教育庁)</p> <p>・水防法上の義務等について再周知を行うなどの取組を実施(生活文化局)</p> <p>・東京都地下街等浸水対策協議会では、地元区とともに各地区部会や幹事会を開催し、緊急連絡体制に基づく情報伝達区訓練を実施(都市整備局)</p> <p>・渋谷、上野・御徒町、浅草の3地区で先行して、地下街等の出入口について、施設管理者とともに雨水の流入箇所を把握し避難経路を精査。(都市整備局)</p> <p>・都民や施設管理者・テナントの意識を啓発するPR動画を作成(都市整備局)</p>	
		<p>・地域防災計画に定める施設への現状確認と未作成・未実施施設に対する避難確保計画作成・訓練実施の促進や取組支援を引続き行う。また、施設から区に提出された避難確保計画の内容点検を、区の関係部署と連携して引続き実施していく。</p> <p>・地域防災計画に記載している浸水想定区域内(東海豪雨想定)における地下街について、避難確保・浸水防止計画は作成済みであるので、避難訓練の実施状況を引続き確認していく。</p> <p>・浸水が想定される区域内(想定最大規模降雨想定)の要配慮者利用施設及び地下街等を把握していく。</p>	<p>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認し、未作成や浸水防止のための訓練の未実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。</p>	<p>・地域防災計画の令和3年修正に合わせて、浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設の指定の見直し・拡大を行っている。</p> <p>・該当する要配慮者利用施設に対して、東京都とも連携して制度周知の徹底を図るなど制度周知方法については引き続き検討していく。</p> <p>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を引き続き確認していく。</p> <p>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の未作成や浸水防止のための訓練の未実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。</p>			<p>・霞川及び多摩川上流圏域「秋川及び平井川流域」 隅田川及び新河岸川流域「中川・綾瀬川圏域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表し、都内全域で改定を完了した。(建設局、下水道局)</p> <p>・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p> <p>・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局)</p> <p>・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保の計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。また、実施状況を確認し、未対応の都立学校に対しては、適切に対応するよう指導した。(教育庁)</p> <p>・水防法上の義務等について再周知を行うなどの取組を実施(生活文化局)</p> <p>・東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を7月から8月に各1回、1月から2月に各1回の計各2回を感染対策をいいつつ、開催した。(都市整備局)</p> <p>・出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、新規に上野・御徒町地区では避難誘導、浸水防止対策の実態形式による訓練を実施した。(都市整備局)</p> <p>・各部会の代表団体や学識経験者、行政関係部署により構成される幹事会を6月に書面にて開催した。(都市整備局)</p> <p>・昨年度に引き続き、有楽町、銀座の2地区で、地下街等の出入口について、地元区と施設管理者とともに感染対策をいいつつ、避難経路を精査した。(都市整備局)</p> <p>・9月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。(都市整備局)</p>	

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目		東京部管理河川を対象とした取組内容		新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑧想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有	現状と課題								<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海豪雨規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局、港湾局)</li> <li>・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)</li> <li>・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</li> </ul>	【東京都】建設局、下水道局、港湾局
	体系的な取組								<ul style="list-style-type: none"> <li>・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)</li> </ul>	
	H30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図の作成状況(公表予定)を共有する。</li> <li>・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図を公表し、共有する。</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>	
	R1年度								<ul style="list-style-type: none"> <li>・石神井川及び白子川流域「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「残堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川園域、大東川及び三沢川流域」「江東内部河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局)</li> <li>・浸水ナビ実装に向けて、改定したデータを順次国に提出した。(建設局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>	
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・「霞川及び多摩川上流園域」「秋川及び平井川流域」「隅田川及び新河岸川流域」「中川・綾瀬川園域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表し、都内全域で改定を完了した。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>	
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水予想区域図等を作成し、公表するなど、区市町村が作成するハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局、港湾局)</li> <li>・自治体で作成するハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局)</li> </ul>	【区市町村】全区市町村が対象【東京都】建設局、下水道局、港湾局
⑨水害ハザードマップの作成、改良と周知	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が公表している浸水想定区域図及び浸水予想区域図(東海豪雨想定)を基に、洪水ハザードマップを作成し公表している。</li> <li>・住民への周知方法について、現状の洪水ハザードマップ(東海豪雨想定)を、区のHP上で公開し、庁内関係部署での窓口配布を実施している。</li> <li>・洪水ハザードマップ掲載項目(浸水想定区域、避難所・避難施設、指定公共施設、災害学習情報など)</li> <li>・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたため、ハザードマップの更新について検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。</li> <li>・従前に作成した洪水ハザードマップを、想定最大規模降雨による洪水ハザードマップに更新していく必要がある。</li> <li>・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、従来のハザードマップと合わせて配布するとともに、区ホームページに掲載した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が公表している浸水予想区域図を基に、平成17年9月4日の集中豪雨の降雨を加味したハザードマップを作成し公表している。</li> <li>・ハザードマップには、過去の浸水箇所(昭和56年以降)や避難所、水位警報機の位置などを掲載している。</li> <li>・周知方法については、区ホームページをはじめ、出水期前の広報紙掲載や「杉並区くらしの便利帳」(全戸配布)への掲載など「水防の手引き」と併せて周知している。</li> <li>・さらに住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</li> <li>・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、ハザードマップの更新について検討する必要がある。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水予想区域図等を作成し、公表するなど、区市町村が作成するハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局、港湾局)</li> <li>・自治体で作成するハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局)</li> </ul>	【区市町村】全区市町村が対象【東京都】建設局、下水道局、港湾局		
	今後の取組の具体的な	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図を踏まえ、ハザードマップの更新について検討していく。</li> <li>・ハザードマップの更新に際しては、「水害ハザードマップの手引き」や他区市町村の優れた事例等を踏まえ、わかりやすいハザードマップへの改良について検討する。</li> <li>・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都の神田川流域の洪水浸水想定区域図の公表をうけて、洪水ハザードマップの更新を予定している。</li> <li>・更新したハザードマップは、河川が氾濫した場合の浸水区域に指定されたエリアに全戸配布する予定である。また、区有施設等の窓口においても、配布予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。</li> <li>・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、これを受けて、洪水ハザードマップの更新を図っていく。なお、他の流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が未公表であることから、更新方法等については、引き続き検討していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が作成するハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>			
	H30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図を踏まえ、ハザードマップを更新した。</li> <li>・ハザードマップの更新に際しては、「水害ハザードマップの手引き」や他区市町村の優れた事例等を踏まえ、わかりやすいハザードマップになるよう検討した。また、平成30年7月豪雨を踏まえて、災害学習情報を充実させた。</li> <li>・住民へ効果的に周知する方法を引き続き検討し実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神田川流域及び城南地区河川流域で発表された想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図に基づき、ハザードマップの改定作業を進めている。</li> <li>・河川が氾濫した場合の浸水区域の住民に周知するため、ハザードマップを再度配布した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神田川流域及び城南地区河川流域で発表された想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図に基づき、ハザードマップの改定作業を進めている。</li> <li>・31年度の出水期までには、改定したハザードマップの周知を図るため、浸水予想区域内への戸別配布及び町会等を通じた周知等に取り組む。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>			
	R1年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターや介護事業者の連絡会で、洪水ハザードマップに関する講話を実施して、周知啓発に取り組んだ。</li> <li>・住民へ効果的に周知する方法を引き続き検討し実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の研修や集會時に、洪水ハザードマップの説明等を行い、周知を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改定した水害ハザードマップは神田川流域及び城南地区河川流域で発表された想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図に基づき作成した。</li> <li>・ハザードマップについては日頃からの備えや水害に役立つ情報を掲載し、おおよその時間軸を設けて、いつどのような行動をとるかの目安をわかりやすく掲載するなど、住民の行動目録での編集を行った。</li> <li>・浸水が予想される区域に全戸配布し、周知の徹底を図った。</li> <li>・ハザードマップについてわかりやすく解説した記事を広報紙に掲載するなどし、住民の認知度の向上を図った。</li> <li>・町会等に対して水害講座など実施するなど、周知を図った。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・石神井川及び白子川流域「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「残堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川園域、大東川及び三沢川流域」「江東内部河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民への洪水ハザードマップに関する講話を実施して、周知啓発に取り組んだ。</li> <li>・住民へ効果的に周知する方法を引き続き検討し実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップの地図面の拡大や情報面の充実刷新した。</li> <li>・更に、刷新したのを浸水想定区域内に居住者全世帯に配布し、区民活動センターやすこやか福祉センター窓口で配布している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅建法一部改定に伴い不動産業者からの問い合わせについて、住民へ説明しやすいようにHP上で解説を掲載するなど周知を図った。</li> <li>・小中学校や地域のグループ等に対して水害講座など実施するなど、地域や年代に合わせた、わかりやすい説明を行い、周知を図った。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「霞川及び多摩川上流園域」「秋川及び平井川流域」「隅田川及び新河岸川流域」「中川・綾瀬川園域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表し、都内全域で改定を完了した。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>			
⑩まるごとまちごとハザードマップの促進	現状と課題	「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。	「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。	・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。					<ul style="list-style-type: none"> <li>・国からの情報を区市町村へ提供し、支援している。(建設局)</li> </ul>	【区市町村】全区市町村が対象【東京都】建設局
	体系的な取組	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。					<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、支援していく。(建設局)</li> </ul>	
	H30年度	・他区市町村の取組事例を参考に引き続き検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に引き続き検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に、引き続き、取組の実施について検討していく。					<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、取組を支援していく。(建設局)</li> </ul>	
	R1年度	・他区市町村の取組事例を参考に引き続き検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。	・他区市町村の取組事例を参考に、引き続き、取組の実施について検討していく。					<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、取組を支援していく。(建設局)</li> </ul>	
	R2年度	・他区市町村の取組事例を参考に引き続き検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について引き続き検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に、引き続き、取組の実施について検討していく。					<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、取組を支援していく。(建設局)</li> </ul>	

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
① 浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ周知する方法について検討する。	現状と課題	・窓口で浸水実績を公表している。(平成28年～平成29年まで) ・浸水実績の内容にばらつきがある。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・窓口で浸水実績を公表するとともに、ハザードマップを配布している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・ハザードマップに浸水実績を掲載し公表している。		・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組	・過去の浸水実績の調査をしていく。 ・実績内容の統一化をしていく。 ・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。		・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)		
		H30年度	・窓口で浸水実績を公表している。(平成元年～平成29年まで) ・浸水実績の内容にばらつきがある。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・窓口で浸水実績を公表している。(昭和60年7月～平成30年2月まで)	・神田川流域及び城南地区河川流域で発表された想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図に基づいたハザードマップを作成する中にも、浸水実績を掲載する。 ・想定最大規模降雨による浸水予想区域図を基に改定するハザードマップの普及啓発にあわせ、更なる周知を図る。			・引き続き、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	
		R1年度	・窓口で浸水実績を公表している。(平成元年～平成30年まで) ・浸水実績の内容にばらつきがある。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・住民の研修や集会時に、洪水ハザードマップの説明等を行い、浸水区域についても、過去の状況を説明している。	・神田川流域及び城南地区河川流域で発表された想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図に基づいたハザードマップを作成する中にも、浸水実績を掲載した。 ・併せて、ハザードマップの配布などにより周知を図った。 ・想定最大規模降雨による浸水予想区域図を基に改定するハザードマップの普及啓発にあわせ、更なる周知を図った。 ・広報紙や区HP、防災アプリでハザードマップを掲載するなどし、住民への周知を図っている。			・ホームページで浸水実績については公表しており、引き続き、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	
		R2年度	・窓口で浸水実績を公表している。(平成元年～令和元年まで) ・浸水実績の内容にばらつきがある。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・住民の研修や集会時に、洪水ハザードマップの説明等を行い、浸水区域についても、過去の状況を説明している。	・神田川流域及び城南地区河川流域で発表された想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図に基づいたハザードマップを作成するにあたり、浸水実績を掲載した。 ・区HPや防災アプリでハザードマップとともに掲載するなどし、住民への周知を図っている。			・ホームページで浸水実績については公表している。引き続き、利便性向上のための改善やより多くの住民へ周知する方法について検討していく。(建設局)	
A 住民一人ひとりの避難計画等の作成促進に向けて検討する。		現状と課題	・町会等を対象としたワークショップなどを実施して、水害リスクに関する周知を図っている。 ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。	・取り組みを促すため、東京マイタイムラインを配布している。	・改定した水害ハザードマップに「私の行動計画」欄を設け、住民一人ひとりの避難計画作成を支援した。 ・町会などに対する水害講座などを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。 ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。		・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局	
		今後の具体的な取組	・町会等を対象としたワークショップなどを引き続き実施して、水害リスクに関する周知を図っていく。 ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を引き続き配布する。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。		・住民一人ひとりの避難計画等の作成促進に向けて検討する。(総務局)		
		R1年度						・都内全小中学校に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・東京都防災アプリに、水害リスクを確認できる「水害リスクマップ」機能を追加した(総務局) ・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局)	
		R2年度	・住民に対するワークショップを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。	・住民に対する説明会を実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。	・水害出前講座を通して、地域や個人の実情に合わせたタイムラインの作成の周知を行った。 ・水害出前講座では「東京マイタイムライン」の紹介も含めて個人の行動計画の重要性について周知を行った。 ・小学校での水害出前講座において、講座内容を家族で話せるようなキッカケづくりをして、タイムラインの作成の促進を図った。			・都内全ての小中学校・高等学校・区市町村等に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイタイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。【新型コロナのため休止中】(総務局)	
② 自助・共助の仕組みの強化	B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者の個別避難計画策定の検討及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。	現状と課題	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿は作成済みであり、定期的な更新を行っている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定についての取組は進めているが、水害時の適用する仕組みが構築されていない。		・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉保健局	
		今後の具体的な取組	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の定期的な更新を引き続き行っていく。 ・避難行動要支援者の個別計画策定については、他区市町村の取組事例を参考に引き続き検討する。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。 ・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配備し、水害リスクの周知を図っていく。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組が、水害時に適用できるのか検討する。 ・想定最大規模降雨に係る神田川及び城南地区河川流域浸水予想区域図において、氾濫しても予想されている浸水深が浅く、浸水継続時間も短く、河川の水位上昇が速く避難のための猶予時間も限られることから、垂直避難を原則として適切な避難行動としていることから、避難行動要支援者への対応についても検討する。 ・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配備し、水害リスクの周知を図っていく。		・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局)		
		R1年度						・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局)	
		R2年度	・地域包括支援センターへ洪水ハザードマップを配布し、水害リスクの周知を図った。 ・避難行動要支援者の個別計画策定については、他区市町村の取組事例を参考に引き続き検討する。	・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。 ・一部のヘルパーの団体へハザードマップやパンフレットを配布し、水害リスクの周知を図った。	・水害時における避難行動要支援者名簿や避難行動要支援者の個別計画の運用については、保健福祉部局をはじめとする関係各課と連携し、検討を行う。			・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局)	
C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。		現状と課題	・町会等を対象としたワークショップなどを実施して、水害リスクに関する周知を図っている。	・住民に対するハザードマップ等の説明する機会を設けて、水害リスクに関する周知を図っている。	・改定した水害ハザードマップに「私の行動計画」欄を設け、住民一人ひとりの避難計画作成を支援している。 ・町会などに対する水害講座などを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。 ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。		・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局	
		今後の具体的な取組	・町会等を対象としたワークショップなどを実施して、水害リスクに関する周知を引き続き図っていく。	・住民に対する洪水ハザードマップ等の説明する機会を設けて、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を加速させ方策を検討していく。 ・町会などに対する水害講座などを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。 ・引き続き、水害ハザードマップの「私の行動計画」欄の活用して住民一人ひとりの避難計画作成を支援していく。 ・引き続き、自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布していく。		・地域防災力の向上のための人材育成や専門家リストの作成に向けて検討を進める。(総務局、建設局)		
		R1年度						・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局) ・区市町村等の取組を支援する専門家リストを作成し、共有している(建設局)	
		R2年度	・住民に対するワークショップを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。	・住民に対する洪水ハザードマップ等の説明する機会を設けて、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を引き続き検討する。	・地域防災力向上のために、地域のグループなどへの水害出前講座を実施するときは、自助および共助について具体的な取り組みを交えながら水害に関する理解を深める内容とした。			・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。【新型コロナのため休止中】(総務局) ・区市町村等の取組を支援する専門家リストを作成し、共有している(建設局)	

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管轄河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑬住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討する。	現状と課題 ・水害を想定した避難訓練は実施していない。	・水害を想定した避難訓練は実施していない。	・水害を想定した避難訓練は実施していない。	区市町村が行う避難訓練(防災訓練)には参加していない。		・避難勧告等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の取組 ・避難訓練の実施の必要性について検討する必要がある。 ・地震を想定した避難所防災訓練時に、住民に水害時の避難について周知などを行っていく。	・避難訓練の実施の必要性について検討する必要がある。 ・地震を想定した避難所防災訓練時に、住民に水害時の避難について周知などを行っていく。	・避難訓練の実施の必要性について検討する必要がある。 ・地震を想定した避難所防災訓練時に、住民に水害時の避難について周知などを行っていく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとなるよう、協力していく。	・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)		
		H30年度 ・水害を想定した避難訓練は実施していない。 ・避難訓練の実施の必要性について引き続き検討する必要がある。 ・地震を想定した避難所防災訓練時などの機会に、水害関係の啓発の必要性を検討する。	・地震を想定した避難所運営会議等において、住民に水害時の避難について周知を行った。	・引き続き、地震を想定した避難所防災訓練等の活用を含め、訓練実施の必要性について検討していく。 ・浸水予想区域内の要配慮者利用施設の避難訓練が義務化され実施されるため、その訓練をきっかけに、近隣住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練が実施できるよう検討する。	10月14日 葛飾区総合防災訓練に参加し、防災気象情報の周知を実施	・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)		
		R1年度 ・避難訓練の実施の必要性について引き続き検討する必要がある。 ・地震を想定した避難所防災訓練時などの機会に、水害関係の啓発の必要性を検討する。	・総合防災訓練の一環として、関係機関と連携し、住民参加型の避難訓練を実施した。	・引き続き、地震を想定した避難所防災訓練等の活用を含め、訓練実施の必要性について検討していく。 ・浸水予想区域内の要配慮者利用施設の避難訓練が義務化され実施されるため、その訓練をきっかけに、近隣住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練が実施できるよう検討した。 ・改定した水害ハザードマップを活用し、神田川流域は、想定した浸水深が浅く、浸水継続時間も短く、河川の水位上昇が速く避難のための猶予時間も限られることから、適切な避難行動のひとつとして、垂直避難についても周知した。	・令和元年9月1日東京都・多摩市合同、9月29日葛飾区、10月6日清瀬市の総合防災訓練に参加し、防災気象情報の周知を実施した。	・多摩市と合同訓練、島しょ部の各町村と同時図上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局)		
		R2年度 ・避難訓練の実施の必要性について引き続き検討する必要がある。 ・地震を想定した避難所防災訓練時などの機会に、水害関係の啓発の必要性を検討する。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訓練の実施ができなかった。	・引き続き、地震を想定した避難所防災訓練等の活用を含め、訓練実施の必要性について検討していく。 ・浸水予想区域内の要配慮者利用施設の避難訓練が義務化され、訓練が実施されるため、その訓練をきっかけに、近隣住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練が実施できるよう検討した。 ・改定した水害ハザードマップを活用し、神田川流域は、想定した浸水深が浅く、浸水継続時間も短く、河川の水位上昇が速く避難のための猶予時間も限られることから、適切な避難行動のひとつとして、垂直避難についても周知した。	・令和2年7月28日防災気象情報の改善内容について、区市町村防災担当者向けに説明を実施 ・9月27日練馬区土砂災害警戒区域対象避難訓練に参加し、防災気象情報について講話を行った。 ・11月22日東京都・北区合同訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。	・武蔵村山市と合同で風水害を対象とした訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局)		
⑭防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討する。	現状と課題 ・区立学校ですでに、小学校体育科保健領域及び中学校保健体育科保健分野の授業の中で自然災害による被害の防止等について学習するとともに、小学校では防災の視点を加えた地域安全マップ作りを、中学校では普通救命講習の受講や生徒が参加した防災訓練を進めている。	・教育課程届出説明会や生活指導主任会等において、「東京防災」及び「防災ノート」等を活用した震災や風水害等の自然災害に対する安全指導を学校安全計画に位置付けて実施するよう、各校に示している。 ・各校においては、学習指導要領に基づき、月1回の安全指導や避難訓練、理科や総合的な学習等で自然災害や災害時の対応についての学習を展開している。 ・台風や集中豪雨等の災害に際しては、教育委員会から各校に対し、安全指導や安全対策の徹底について周知している。	・防災教育担当者(生活指導主任)対象の研修や災害安全に関わる関係機関が作成した指導資料等の情報提供を行っている。 ・安全指導を学校安全計画に位置付けて実施する際の安全指導の徹底について、学校に周知している。 ・児童・生徒に災害発生時における危険についての知識・理解、正しい備えと適切な行動等の実践力を身に付けさせるとともに、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を身に付けさせていく必要がある。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム「経験したことのない大雨 その時どうする?」を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。	・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 教育庁、生活文化局、総務局	
		今後の取組 ・これまでの区立学校での取組みを踏まえ、新学習指導要領の全面実施に向け、計画的に実施していく。	・新学習指導要領が示す内容を踏まえ、カリキュラム・マネジメントの視点から各校における安全指導についての見直し及び改善を計画的に行い、一層の防災教育の充実を図る。(学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点での見直し、PDCAサイクルの確立、地域の人的・物的資源の活用)	・学校安全計画に基づいた月1回の安全指導や避難訓練の他、理科や学級活動、総合的な学習の時間等の学習関連させた取組の中で、地域・関係機関等の外部人材を活用した授業や体験的な活動を行うなど、防災教育を充実させる。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。	・新学習指導要領について、平成30年度末までに国の支援により作成されることになっている指導計画を各学校に周知する。(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行っていく。(教育庁)		
		H30年度 ・引き続き、防災教育に関する指導計画作成への支援等を行っていく。 ・平成32(2019)年度に、安全教育推進校による公開授業を実施する予定である。	・小学生の課外授業として、水害に関する防災教育を実施した。	・校長会、副校長会の場で緊急時の体制について周知した。 ・生活指導主任会で防災教育に関わる指導資料を基に研修を実施した。 ・台風や集中豪雨等が予想される場合に、各校へ対して情報提供を行うと共に、安全指導の徹底について指導・助言を行った。	・ポケット版リーフレット「スマホで分かる気象災害から命を守ろう!!」を作成し、都内の小中高校へ配布 ・都内全小中学校に配布された「東京マイ・タイムライン」について、策定段階の協力・助言を行った。	・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)		
		R1年度 ・防災教育として、小学校へ出前講座を行った。	・小中学校への出前講座等の実施に向けて、関係部署と協議を進めていく。	・校長会、副校長会の場で緊急時の体制について周知した。 ・生活指導主任会で防災教育に関わる指導資料を基に研修を実施した。 ・台風や集中豪雨等が予想される場合に、各校へ対して情報提供を行うと共に、安全指導の徹底について指導・助言を行った。 ・通知等で防災教育に関する副読本の活用を促し、防災教育の推進を図った。	・東京都の教職員専門性向上研修に参加し、小・中・高・特別支援学校の教員に対して気象庁ワークショップを実施した。 ・北区神谷中学校での防災教育(体験型講座)にブースを出展した。	・都内全小中学校に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施した(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)		
R2年度 ・小中学校への出前講座等の実施に向けて、関係部署と協議を進めていく。	・小中学校への出前講座等の実施に向けて、関係部署と協議を進めていく。	・校長会、副校長会の場で緊急時の体制について周知した。 ・防災教育に関する副読本に沿った水害出前講座を実施し、防災教育の推進を図った。 ・生活指導主任会で防災教育に関わる指導資料を基に研修を実施した。 ・台風や集中豪雨等が予想される場合に、各校へ対して情報提供を行うと共に、安全指導の徹底について指導・助言を行った。 ・通知等で防災教育に関する副読本の活用を促し、防災教育の推進を図った。	・荒川下流河川事務所及び北区役所と連携し、北区神谷中学校での防災教育にブースを出展した	・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイタイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(教育庁)				

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目		東京都管理河川を対象とした取組内容		新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑨水位計、河川監視用カメラ等の整備	現状と課題	・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の waterproof 活動の際活用している。 ・維持修繕(水位計、雨量計、カメラ他)にかかる費用が大幅にかかっている。		・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の waterproof 活動の際活用している。	・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の waterproof 活動の際活用している。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置している。			・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。(建設局) ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。(建設局) ・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(水道局、交通局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、水道局、交通局
	今後の取組的	・既存の水位計と、メンテナンスフリーの危機管理型水位計との性能、価格等比較検討する。		・河川監視ライブカメラを1機、増設する予定である。	・水位計、河川監視用カメラ等の適切な運用保守を進める。				・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。(建設局) ・水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表について検討する。(建設局) ・ダム放流警報等の耐水化の必要の有無について確認する。(水道局、交通局)	
	H30年度	・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。 ・水位計(危機管理型を含む。)、河川監視用カメラの配置について検討する。 ・ダム放流警報設備等の耐水化の必要の有無について確認する。		・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の waterproof 活動の際活用している。 ・水位警報装置等が更新時期のため、更新工事を実施した。	・妙正寺川に河川監視用カメラを1機、増設した。	・水位計、河川監視用カメラ等の適切な運用を図るため、保守点検及び耐用年数に応じた機器の更新を行っている。			・2019年度に水位計や河川監視用カメラの配置計画を策定する予定である。(建設局) ・2019年度に柳瀬川、空堀川、奈良橋川に4箇所水位計を設置する予定である。(建設局) ・引き続き、水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表について検討していく。(建設局)	
	R1年度	・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の waterproof 活動の際活用している。 ・水位警報装置等が更新時期のため、H30年度に更新工事を実施した。		・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の waterproof 活動の際活用している。 ・水位計を含む河川情報システムについて、耐用年数を迎える機器の更新及びシステムのクラウド化を行う。	・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の waterproof 活動の際活用している。	・水位計、河川監視用カメラ等の適切な運用を図るため、保守点検及び耐用年数に応じた機器の更新を行った。			・現地確認の結果、ダム放流警報設備等の耐水化について現時点で必要ないことを確認した。(水道局、交通局) ・水位計等の設置計画策定や、河川監視用カメラ等の設置に向けて検討を進め、リアルタイムの情報発信強化を図った。(建設局) ・引き続き、水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表について検討していく。(建設局)	
	R2年度	・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の waterproof 活動の際活用している。 ・水位警報装置等を適切に運用保守を進めている。		・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の waterproof 活動の際活用している。 ・R2年度より運用を開始したクラウド型の河川情報システムに、地図画面上へのリアルタイムの雨雲表示機能、気象庁の注意報・警報通知表示機能を追加した。	・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の waterproof 活動の際活用している。 ・R2年度より運用を開始したクラウド型の河川情報システムに、地図画面上へのリアルタイムの雨雲表示機能、気象庁の注意報・警報通知表示機能を追加した。	・水位計、河川監視用カメラ等の適切な運用を図るため、保守点検及び耐用年数に応じた機器の更新を行った。			・引き続き放流警報装置の点検整備等を実施していく。(交通局) ・現地確認の結果、ダム放流警報設備等の耐水化について現時点で必要ないことを確認済である。(水道局) ・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラや水位計を増設した。(建設局) ・引き続き、監視カメラや水位計の増設に取り組むとともに、カメラ映像の動画配信について検討を行っていく。(建設局)	

2) 的確な waterproof 活動のための取組

項目		東京都管理河川を対象とした取組内容		新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑩ waterproof 注意を要する箇所の確認、防水資機材の整備等	現状と課題	・出水期前に、建設事務所が実施している waterproof 注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・防水倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。		・出水期前に、建設事務所が実施している waterproof 注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・防水倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している waterproof 注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・防水倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している waterproof 注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・防水倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。			・出水期前に、自治体、消防機関等と waterproof 注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局) ・防水倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
	今後の取組的	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と waterproof 注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、防水資機材の更新を実施していく。		・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と waterproof 注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、防水資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と waterproof 注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、防水資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と waterproof 注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、防水資機材の更新を実施していく。			・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と waterproof 注意を要する箇所の共同点検を実施していく。(建設局) ・適宜、防水資機材の更新を実施していく。(建設局)	
	H30年度	・出水期前に、建設事務所が実施している waterproof 注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・防水倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。		・出水期前に、建設事務所が実施している waterproof 注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・防水倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と waterproof 注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と waterproof 注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。 ・現在備蓄している防水資機材を確認し、必要に応じ補充を行った。 ・水害への備えとして住民が自由に持ち出せる土のう置場を増設した。			・自治体、消防機関等と waterproof 注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局)	
	R1年度	・出水期前に、建設事務所が実施している waterproof 注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・防水倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。		・出水期前に、建設事務所が実施している waterproof 注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・防水倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と waterproof 注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と waterproof 注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。 ・現在備蓄している防水資機材を確認し、必要に応じ補充を行った。 ・水害への備えとして昨年度浸水被害にあった地域を中心に住民が自由に持ち出せる土のう置場を増設した。			・自治体、消防機関等と waterproof 注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・防水資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)	
	R2年度	・出水期前に、 waterproof 注意を要する箇所等の点検を区単独に行った。 ・防水倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。		・区内各所に設置している防水用土のう置場を増設した。	・区内各所に設置している防水用土のう置場を増設した。 ・現在備蓄している防水資機材を確認し、必要に応じ補充を行った。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と waterproof 注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。 ・現在備蓄している防水資機材を確認し、必要に応じ補充を行った。			・自治体、消防機関等と waterproof 注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・防水資機材の備蓄計画について見直すとともに、倉庫整理を実施した。(建設局)	
⑪ waterproof 訓練の充実	現状と課題	・関係機関と連携した waterproof 訓練を実施している。		・関係機関と連携した waterproof 訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した waterproof 訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した waterproof 訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。		・関係機関と連携した waterproof 訓練には準備段階から参加している。	・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する waterproof 訓練に参画し waterproof 訓練を実施している。(建設局) ・災害対策基本法に基づいて風水害訓練を地元地域と連携して実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、総務局
	今後の取組的	・毎年実施している waterproof 訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。		・毎年実施している waterproof 訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している waterproof 訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している waterproof 訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。		・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。	・毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(建設局) ・より実践的な waterproof 訓練となるよう検討していく。(建設局)	
	H30年度	・平成30年5月に関係機関と連携した waterproof 訓練を実施した。		・平成30年5月に、野方消防署、消防団及び町会が参加する waterproof 訓練を実施した。	・区及び消防機関の他、下水道局を含むライプライン事業者や区民等の参加により訓練を実施した。 ・訓練では、消防ヘリによる監視や河川を利用した救助訓練を実施した。	5月26日東京消防庁・北区合同総合 waterproof 訓練に参加			・引き続き、毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(建設局) ・引き続き、より実践的な waterproof 訓練となるよう改善していく。(建設局)	
	R1年度	・平成31年5月に関係機関と連携した waterproof 訓練を実施した。		・平成30年5月に、消防署、消防団及び町会が参加する waterproof 訓練を実施した。	・令和元年6月に、区及び消防機関の他、下水道局を含むライプライン事業者や区民等の参加により訓練を実施した。	令和元年5月25日東京消防庁・板橋区合同総合 waterproof 訓練に参加し、防災気象情報の周知等を実施した。			・引き続き、毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(総務局) ・引き続き、より実践的な waterproof 訓練となるよう改善していく。(建設局)	
	R2年度	・令和2年6月に関係機関と連携した waterproof 訓練を実施した。		・毎年実施している関係機関と連携した waterproof 訓練について、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、今年度の開催を中止とし、代替措置として「ポンプ排水マニュアル」を作成し、防水業務の関係職員へ周知した。	・コロナウイルス感染症等の影響により例年開催している大規模な訓練は実施できなかったが、消防機関の訓練に参加したり、区職員のみでの訓練を実施した。	コロナ禍のため、実動訓練に参加する機会が無く実施することが出来なかった。			・引き続き、毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等を巻き込んだ訓練を検討していく。(総務局) ・管内の waterproof 管理団体との合同排水ポンプ車訓練を試行的に実施した。引き続き、より実践的な waterproof 訓練となるよう改善していく。(建設局)	



○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑩水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。	現状と課題	・区内消防署等との合同水防訓練の実施について、広報にて住民に周知している。	・区内消防署等との合同水防訓練の実施について、広報にて住民に周知している。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。			・ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、総務局
		体系的な取組	・引続き、広報等を通じて、水防活動の実施について周知していく。	・引続き、広報等を通じて、水防活動の実施について周知していく。	・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。			・引続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)	
		H30年度	・区内消防署等との合同水防訓練の実施について、広報にて住民に周知している。	・広報等を通じて、水防活動の実施について周知した。 ・区の実施するイベント等で、消防団のブースを設置するなど、入団促進の支援を行っている。	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。 ・防災訓練や成人式など区の実施するイベント等で、入団促進の案内を行っている。 ・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。 ・全国模法大会出場の機会を捉えて、ホームページ、広報の特集記事及びパンフレットで周知し、消防団の活動を紹介するとともに、募集に繋げた。			・引続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)	
		R1年度	・区内消防署等との合同水防訓練の実施について、広報にて住民に周知している。	・消防署や消防団と連携し、中野区区報等を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。 ・防災訓練や成人式など区の実施するイベント等で、入団促進の案内を行っている。 ・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。 ・全国模法大会出場の機会を捉えて、ホームページ、広報の特集記事及びパンフレットで周知し、消防団の活動を紹介するとともに、募集に繋げた。			・引続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)	
		R2年度	・消防署や消防団と連携し、広報紙を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・消防署や消防団と連携し、中野区区報等を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。 ・防災訓練や成人式など区の実施するイベント等で、入団促進の案内を行っている。 ・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。			・引続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)	
⑪水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討	現状と課題	・消防団間の連携、協力体制に関する協定は結ばれていない。	・現在のところ、消防団間の連携、協力体制に関する協定は結ばれていない。	・全国模法大会出場の機会を捉えて、ホームページ、広報の特集記事及びパンフレットで周知し、消防団の活動を紹介するとともに、募集に繋げた。			・連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組	・消防団間の協力体制を継続していく。	・必要に応じて、消防団間の連携、協力体制について検討していく。	・消防機関において、署の管轄をまたぐ協力体制構築に向け、検討を進めている。			・連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
		H30年度	・消防団間の連携、協力体制に関する協定は結ばれていない。 ・消防団間の協力体制を引続き継続していく。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・引き続き、消防機関において、署の管轄をまたぐ協力体制構築に向け、検討を進めている。 ・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。 ・消防団運営委員会を通じて消防団間の情報共有を行っている。 ・消防団は消防署長の指揮の下に行動することから、消防機関との合同水防訓練等を通じて連携体制を強化している。			・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表していく。(建設局、下水道局) ・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
		R1年度	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。 ・消防団間の協力体制を引続き継続していく。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。 ・消防団運営委員会を通じて消防団間の情報共有を行っている。 ・消防団は消防署長の指揮の下に行動することから、消防機関との合同水防訓練等を通じて連携体制を強化している。			・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表していく。(建設局、下水道局) ・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
		R2年度	・消防団間の協力体制を引続き継続していく。	・新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、今年度の合同水防訓練の開催は中止となったが、例年、区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・区と消防署の合同水防訓練は、新型コロナウイルス感染症等の関係で中止となった。 ・消防団運営委員会を通じて消防団間の情報共有を行っている。 ・消防団は消防署長の指揮の下に行動することから、日頃の活動を通して、消防機関との連携体制を強化している。			・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。(建設局、下水道局) ・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局) ・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法の区市町村への周知について検討していく。(建設局)	

多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑫災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討する。	現状と課題	・浸水予想区域内(東海豪雨想定)の災害拠点病院の立地状況は確認済みである。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認した。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局、下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認していく。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発表される他の流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ必要に応じ、災害拠点病院の立地状況等を確認していく。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発表される他の流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ必要に応じ、災害拠点病院の立地状況等を確認していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)	
		H30年度	・浸水予想区域内(想定最大規模降雨)に災害拠点病院は立地する。立地する災害拠点病院の浸水深はいずれも浅く、氾濫しても災害拠点病院の機能に影響を及ぼすおそれがないと思われるが、迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・浸水予想区域内の災害拠点病院等を地域防災計画に定めた。	・東京都より神田川流域及び城南地区河川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が発表されたことにより、災害拠点病院の立地状況等を確認したが、該当はなかった。 ・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討している。			・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		R1年度	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討している。	・東京都より神田川流域及び城南地区河川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が発表されたことにより、災害拠点病院の立地状況等を確認したが、該当はなかった。 ・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討している。			・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「残堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川流域、大栗川及び三沢川流域」「江東内部河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		R2年度	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討している。	・東京都より神田川流域及び城南地区河川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が発表されたことにより、災害拠点病院の立地状況等を確認したが、該当はなかった。 ・迅速かつ確実な情報伝達方法を引き続き検討していく。			・「霞川及び多摩川上流圏域」「秋川及び平井川流域」「隅田川及び新河岸川流域」「中川・綾瀬川圏域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表し、都内全域で改定を完了した。(建設局、下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策(耐水化等)について検討する。	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能確保するために必要な対策(耐水化等)について検討する。	現状と課題	・区役所本庁舎は、浸水予想区域内だが、予想される浸水浸は最大でも0.5m(1階の床下までつかる程度)と浅い ・浸水等に関する対策(土のうの配備等)を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が被害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようすることが課題である。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認する必要がある。	・区役所本庁舎の機械室は、外部からの浸水を防ぐため床をかさ上げしている。また、地下駐車場は、出入口にシャッターを設置し、地下駐車場への浸水対策を図っている。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認する必要がある。	・浸水予想区域外ではあるが、止水板や土のう等の備蓄により地下駐車場等への浸水に対応している。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認する必要がある。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。(各局) ・自家発電機等の耐水化を検討している。(各局) ・災害時に拠点となる公共施設が被害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようすることが課題である。(各局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局
		今後の具体的な取組	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認し、必要に応じて更なる耐水化等対策を検討していく。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に区有庁舎等があるか確認し、必要に応じて対策を検討していく。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認し、必要に応じて更なる浸水対策を検討していく。			・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局)	
		H30年度	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認し、必要に応じて更なる耐水化等対策を引き続き検討していく。	・浸水深が浅く、氾濫しても現行の対策により、機能に影響を及ぼすおそれがない。	・区本庁舎については、東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、浸水予想区域外であるため、止水板や土のう等の備蓄により地下駐車場等への浸水に対応対策に留めている。			・埴川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、浸水防止のための資機材の導入や耐水化等の対策を検討していく。(各局)	
		R1年度	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認し、必要に応じて更なる耐水化等対策を引き続き検討していく。	・浸水深が浅く、氾濫しても現行の対策により、機能に影響を及ぼすおそれがない。	・区本庁舎については、東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、浸水予想区域外であるため、止水板や土のう等の備蓄により地下駐車場等への浸水に対応対策に留めている。			・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「残堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川園地、大栗川及び三沢川流域」「江東内部河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、水害リスクについて周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・炎对本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援した。(総務局) ・引き続き、浸水防止のための資機材の導入や耐水化等の対策を検討していく。(各局)	
		R2年度	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認し、必要に応じて更なる耐水化等対策を引き続き検討していく。	・浸水深が浅く、氾濫しても現行の対策により、機能に影響を及ぼすおそれがない。	・区本庁舎については、東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、浸水予想区域外であるため、止水板や土のう等の備蓄により地下駐車場等への浸水に対応対策に留めている。			・「霞川及び多摩川上流圏地」「秋川及び平井川流域」「隅田川及び新河岸川流域」「中川・綾瀬川圏地」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表し、都内全域で改定を完了した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、炎对本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・引き続き、浸水防止のための資機材の導入や耐水化等の対策を検討していく。(各局)	

3) 氾濫水の排水に関する取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。	現状と課題	・工事事務所に排水ポンプ等の資機材を配備している。	・浸水予想区域を管轄する区出先機関、地域防災会に排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水施設はないが、機材として排水ポンプ等の資機材を配備している。		・東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) ・東京港に排水機場を設置している。(港湾局) ・建設事務所(西淀を除く)に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、港湾局、下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局	
		今後の具体的な取組	・工事事務所以外に排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等機材の適切な保全と保守点検を実施して行く。	・排水ポンプ等機材の適切な保全と保守点検を実施して行く。		・排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) ・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)		
		H30年度	・工事事務所に排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等機材の適切な保全と保守点検を実施した。	・排水ポンプ等機材の適切な保全と保守点検を実施した。 ・また、保守点検時を活用し、職員による操作確認を実施した。			・引き続き、排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	
		R1年度	・工事事務所に排水ポンプ等の資機材を配備している。	・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。	・排水ポンプ等機材の適切な保全と保守点検を実施した。 ・また、保守点検時を活用し、職員による操作確認を実施した。			・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水オペレーションの検討を実施している。(建設局)	
		R2年度	・工事事務所に排水ポンプ等の資機材を配備している。	・配備している資機材について定期的に点検を行っている。また、その他に排水ポンプ用ホースを新規に購入し、適切に維持管理を実施している。	・排水ポンプ等機材の適切な保全と保守点検を実施した。 ・また、保守点検時を活用し、職員による操作確認を実施した。			東京都コンクリート圧送協同組合と連携し、排水訓練を実施した。(総務局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水オペレーションの検討を実施している。(建設局)	

4) その他の取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づき、樹木・堆積土砂等の撤去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理の実施	現状と課題	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。河川区域内の樹木の伐採・伐根など適切な維持管理を実施している。 ・災害時における河川施設の修繕工事について、都度協議をしているが区と都で役割分担に明確な基準がない。	・河道内の堆積土砂やごみなどを清掃等により除去し河積断面の維持に努めている。 ・河川管理施設内の樹木等は定期的な除草・剪定を実施し、適切な維持管理を実施している。 ・河川管理施設は巡回による点検を実施し、適切な維持管理を実施している。		・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) ・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)	【区市町村】 特例条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局	
		体系的な取組	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・適切な維持管理を実施していく。	河川区域内における樹木等の生育や、堆積物の状況を注視しながら着実に適切な維持管理を実施していく。		・着実に河川整備を進めていく。(建設局) ・着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)		
		H30年度						・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	
		R1年度	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・点検項目に基づき、出水期前に河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前及び日常の巡回パトロールにおいて河道・河川管理施設の点検を行い、適切に維持管理を実施している。			・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	
		R2年度	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・河川区域内の樹木の伐採・伐根などの他、点検項目に基づき河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前及び日常の巡回パトロールにおいて河道・河川管理施設の点検を行い、適切に維持管理を実施している。			・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。</li> <li>・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。</li> <li>・都管理の樋門・樋管等について、施設の確実な運用体制を検討する。</li> </ul>	現状と課題					<ul style="list-style-type: none"> <li>・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局)</li> <li>・下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有する。(下水道局)</li> </ul>	【東京都】 建設局、下水道局	
		今後の取組の具体的な						<ul style="list-style-type: none"> <li>・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局)</li> <li>・引き続き、下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有する。(下水道局)</li> <li>・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局)</li> </ul>	
		H30年度						<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有していく。(建設局)</li> <li>・引き続き、下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有していく。(下水道局)</li> </ul>	
		R1年度						<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有していく。(建設局)</li> <li>・引き続き、下水道局管理の樋管等の運用体制や操作情報等を関係機関と共有していく。(下水道局)</li> </ul>	
		R2年度						<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局)</li> <li>・多摩川下流部にある下水道局所管の樋門について、転落防止柵のかさ上げと堤防より河川側でしか操作できない樋門において、堤防より宅地側からでも安全に操作を行えるように遠隔化を実施。(下水道局)</li> <li>・円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施。(下水道局)</li> </ul>	
⑤水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。</li> </ul>	現状と課題						【東京都】 建設局	
		体今後的な取組						<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災、安全交付金について国へ要望し、水防災意識社会再構築の取組を支援していく。(建設局)</li> </ul>	
		H30年度						<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)</li> </ul>	
		R1年度						<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)</li> </ul>	
		R2年度						<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)</li> </ul>	
⑥適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報の共有する。</li> </ul>	現状と課題						【東京都】 住宅政策本部、建設局	
		体今後的な取組						<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局)</li> </ul>	
		R1年度						<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を共有した。(住宅政策本部、建設局)</li> </ul>	
		R2年度						<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を共有した。⇒コロナ感染拡大により、研修会は中止(住宅政策本部、建設局)</li> <li>・令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行(水害ハザードマップを用いた重要事項説明義務化)など水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、不動産関連事業者団体に対し、団体会報誌等による加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した情報共有に取り組んだ。</li> </ul>	
⑦災害時及び災害復旧に対する支援強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参画する。</li> <li>・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。</li> </ul>	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、東京都が実施している研修へ参加している。</li> <li>・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が実施している研修等に参加している。(建設局)</li> <li>・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局)</li> <li>・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)</li> </ul>	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象庁】 【東京都】 建設局	
		今後の取組の具体的な	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを作成する予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)</li> </ul>		
		H30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。</li> <li>・「平成30年7月豪雨」に伴い、被災地へ職員を派遣した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、東京都が実施している研修へ参加し、関係部署内で情報の共有を図った。</li> <li>・「平成30年7月豪雨」に伴い、被災地へ職員を派遣した。</li> <li>・東日本大震災や中越地震などの被災自治体と共に、スクラム支援会議やネットワーク小千谷などで復旧等に関する実践的な研修や情報共有を行っている。</li> </ul>	平成30年4月23日に東京都防災気象講習会を開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が実施している研修等に参加した。(建設局)</li> <li>・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)</li> </ul>		
		R1年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。</li> <li>・「台風15号」により甚大な被害が発生した、千葉県君津市からの要請に応じて、職員を派遣した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。</li> <li>・「台風15号被害」に伴い、被災地へ職員を派遣した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、東京都が実施している研修へ参加し、関係部署内で情報の共有を図った。</li> <li>・台風15号・19号に伴い、被災地へ職員を派遣した。</li> <li>・東日本大震災や中越地震などの被災自治体と共に、スクラム支援会議やネットワーク小千谷などで復旧等に関する実践的な研修や情報共有を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年4月18日に、区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の利活用について解説した。</li> <li>・各地区の水防連絡会で講演を行い、危険度分布の利活用等について解説した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が実施している研修等に参加した。(建設局)</li> <li>・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)</li> </ul>		
		R2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、東京都が実施している研修へ参加し、関係部署内で情報の共有を図った。</li> <li>・現在、東日本大震災や中越地震などの被災自治体を中心とした、「スクラム支援会議」や「ネットワーク小千谷」などで自治体間の連携の枠組みがあるが、その中で復旧等に関する実践的な研修や情報共有を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年7月豪雨に伴い、熊本県あさぎり町へ職員を派遣した。</li> <li>・令和2年台風第10号に伴い、鹿児島県に職員を派遣した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が実施している研修等に参加した。(建設局)</li> <li>・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)</li> </ul>		

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑨災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。		・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法を支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		今後の具体的な取組	・DISにて災害情報や避難情報を共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。		・引続き、DISについて講習会等において支援していく。(総務局)	
		H30年度	・H30年度に災害や避難情報を発令した事例はなかった。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員研修を行うなど、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・災害情報をDISで迅速に共有した。	・DISにて災害情報や避難情報を共有した。 ・H30年度に避難情報を発令した事例はなかった。		・引続き、DISについて講習会等において支援していく。(総務局)	
		R1年度	・令和元年度に災害や避難情報を発令した事例はなかった。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員研修を行うなどDIS取扱の習熟に努めている。	・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、危機管理課職員全員が訓練に参加し、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・DISにて災害情報や避難情報を共有した。 ・R1年度に避難情報を発令した事例はなかった。		・引続き、DISについて利用方法を講習会等において支援していく。(総務局)	
		R2年度	・令和2年度に災害や避難情報を発令した事例はなかった。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員研修を行うなどDIS取扱の習熟に努めている。	・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員向けマニュアルを作成したり教養を行うなど、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・DISにて災害情報や避難情報を共有した。 ・R2年度に避難情報を発令した事例はなかった。		・引続き、DISについて利用方法を講習会等において支援していく。(総務局)	
⑩地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題					・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・平成28年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。	【関東地方整備局】
		今後の具体的な取組					・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。	
		H30年度					・減災協議会や水防連絡会等に出席し、講演を行うなど、必要に応じて情報提供等の技術的助言を行った。	
		R1年度					・減災協議会や水防連絡会等に出席し、講演を行うなど、必要に応じて情報提供等の技術的助言を行った。	
R2年度					・減災協議会や水防連絡会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。			